

豊監公表第20号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）11月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	吉 田 正 弘
同	北之坊 晋 次

(様式 7)

豊都経第1379号

令和7年(2025年) 11月25日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和6年12月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
都市経営部 デジタル戦略課	◆契約自動更新条項について 西日本電信電話株式会社豊中ビルの賃貸借契約において、当該契約は複数年度契約であるため、契約書において長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に伴う解除等の特約条項）を記載しているが、「契約期間満了6ヶ月前に委託者又は受託者から解約の通知をしないときは、満了の日の翌日から起算して1年間なお効力を有す	当該賃貸借契約については、毎年度契約締結を行っており、令和6年12月の契約更新時に自動更新条項を削除しました。

	<p>る。以後の満了の際も同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。地方自治法第 232 条の 3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。契約にあたっては、関係法令等に基づく要件全般との整合性について改めて確認を行い、適正に見直しをされたい。</p>	
都市経営部 デジタル戦略課	<p>◆専決区分について</p> <p>「番号制度システム整備費補助金」簿冊において、補助金の交付（変更）申請について、部長専決とするところを課長専決としているものがあった。また「契約書（ＩＣＴ基盤管理係）」簿冊において、10万円以上の物品購入について、契約検査課長専決とするところをデジタル戦略課長専決としているものがあった。</p>	<p>該当する文書は、事務決裁規程に従い、部長あるいは契約検査課長の手続きとなるよう改めた。</p> <p>補助金の交付（変更）申請については部長専決であること、また、10万円以上の物品購入の場合は契約検査課長専決であることについて、課内に周知とともに、起案にあたり事務決裁規程を都度確認するよう指導しました。</p>